

横浜ゴム株式会社 御中

秘密保持に関する誓約書

私は、門司税関管内の通関業者向け真贋判定に関する研修（以下「本件研修」といいます。）に際して開示される貴社の秘密情報の保持に関し、以下の事項を遵守することを誓約します。

第1条 秘密情報の定義

本件誓約書において「秘密情報」とは、書面による開示か口頭による開示かを問わず、また記録媒体の種類等その形式を問わず、本件研修に関連して、私が貴社から開示を受け、または将来開示を受けることのある貴社の技術上、営業上、業務上の真贋識別ポイントを含む一切の情報をいいます。ただし、次の各号に該当する情報は、秘密情報には該当しないものとします。

- (1) 開示時点において、既に公知または公用となっている情報
- (2) 開示後に、私の責めに帰すべき事由によらず公知または公用となった情報
- (3) 開示時点で私が既に所有していた情報
- (4) 貴社の書面による事前の同意により開示することが認められた情報
- (5) 私が秘密保持義務を負うことなく正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報

第2条 秘密保持

1. 私は、秘密情報を輸入貨物の事前点検業務の遂行のために必要な最小限の会社従業員及び役員のみを開示するものとし、貴社の書面による事前の承諾を得ることなく、秘密情報をそれ以外の第三者に開示または漏洩しません。
2. 前項に基づき、貴社の書面による事前の承諾を得て、秘密情報を第三者に開示した場合には、私は、当該第三者に対し、本件誓約書と同様の内容の秘密保持義務を負わせるものとし、開示を受けた第三者の行為について連帯して責任を負います。
3. 本条の規定にかかわらず、私は、法令または裁判所や監督官庁等の公的機関により秘密情報の開示を命じられた場合には、命じられた範囲で秘密情報を、公表または開示することができるものとします。

第3条 使用目的

私は、貴社から受領した秘密情報について、貴社の書面による事前の承諾を得ることなく、業務の目的以外に使用しません。

第4条 複製

1. 私は、業務の遂行上必要な範囲を超えて秘密情報の全部または一部の複製を行いません。
2. 私は、前項において複製を行った秘密情報の複製物についても、秘密情報として取り扱います。
3. 第 1 項の規定にかかわらず、貴社が複製を制限した場合は、私はこれに従います。

第5条 管理体制等

私は、秘密情報を記録した文書や電子媒体等を、施錠できるキャビネットに保管する等、秘密情報の適切な管理を行うために必要な措置を講じます。

第6条 秘密情報の返還

私は、貴社から請求があったときは、貴社の指示に従い、秘密情報を含むあらゆる文書、電子媒体及びそれらの複製物につき、遅滞なく貴社に返還し、または、廃棄処分を行うとともに廃棄したことを証する文書を貴社に提出します。

年 月 日

(誓約者)

住 所：

名称（氏名）：

